

# 証検現場で保水チッソ

## 訟訴公害の病保水新潟

ている。

現場検証に当たったのは、同地裁側が大塚裁判長ら二人、原告側（患者側）が渡辺喜八弁護士ら五人、被告側（工場側）が成富安信弁護士ら五人。アセトアルデヒド製造工程や有機水銀を含む工場廃水と浄化する完全循環装置、サイクリーターについて現場検証をした。とくにこの現場検証を同地裁に請求した原告側の弁護士は現場をカメラにおさめたり、チッソ側の係り員に根掘り葉掘り質問して「公害裁判」を有利に展開しようと懸念だった。

このように現場検証が水保のチッソ水保工場で実施されたのは、本来の現場である昭電鹿瀬工場のアセトアルデヒド製造工程がすでに閉鎖、取り込まれているためで、類似した製造工程を持つチッソ水保工場が選ばれた。原告側では「この検証で昭電と下流患者の因果関係や昭電の不法行為がいつ

新潟水保病に伴う患者の損害賠償請求を審理中の新潟地裁は十八日午前十時から水保市のチッソ水保工場で現場検証をした。この民事訴訟は日本で初めての本格的な「公害裁判」といわれており、この日の現場検証の結果が今後の裁判の展開にどのような影響を与えるか注目される。

同地裁に賠償請求を訴えているのは、新潟県の阿賀野川下流で三十八年秋から発生した新潟水保病の患者二十七人のなかの十五人。同川上流にある昭電工鹿瀬工場（現在、鹿瀬電工）に対して昨年六月四千万円円の賠償を請求し

そう明確化するはずとしている。

◇渡辺喜八弁護士（原告側）の話 サイクリーターなど水保では浄化装置を改善している。昭電はその反対だ。この検証で昭電の故意過失、つまり企業家の良心の欠如がはっきりするはずだ。

◇成富安信弁護士（会社側）の話 昭電とチッソのアセトアルデヒド製造の方法は違つ。したがって廃水処理の方法も異なっているはずだ。だから参考にはならない。私たちがとしてはこの検証を会社側に有利に利用するつもりだ。